

まんすりー 全旅連情報

全国旅館生活衛生同業組合連合会 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-5
全国旅館会館 4階

2009.6 Vol. 173

発行日・平成21年6月1日(毎月1回発行)定価150円(税込み) / 発行人・島村博幸
☎03(3263)4428/03(3263)9789 ・ 宿ネットhttp://www.yadonet.ne.jp/

正副会長会議…1 新型インフルエンザ特集…3-7 第12回「人に優しい」受賞者決まる…8 中小企業施策…9 受信料取りまとめ状況…10 観光振興条例…11 春の叙勲・褒章/コラム/エコ活動・クールアースデー…12 うちわ…13 商社案内…14

今月の主な内容

各ブロックからの要望も

通常総会上程議案など承認…1

新たな基本的対処方針を

政府の対策本部が22日に発表…3



「人に優しい…」の受賞者発表

湯田上温泉旅館協組が最優秀賞…8



借換特例制度の活用を

旅館ホテルが活用できる中小企業施策…9

進む受信料の収納業務

北海道と鳥取県の取りまとめ事例…10

観光振興条例への取組み進む…11

7月7日はクールアースデー…12

うちわを使ってエアコンの温度を調節…13

新型インフルエンザ対策本部を設置 風評被害の回避含め対策の徹底図る



平成21年度第1回正副会長会議

受信料取りまとめでは新たな組合員も

平成22年度全国大会は岐阜県で

全旅連は5月13日、平成21年度第1回正副会長会議を全旅連会議室で開き、平成21年度通常総会上程議案や新型イ

ンフルエンザ対策、また、NHK受信料業界団体取りまとめでの都道府県別参加状況などを審議した。

冒頭、佐藤会長は世界的な大流行(パンデミック)が危惧される新型インフルエンザについては、全旅連内に新型インフルエンザ対策本部を設置していく考えを示した。この中で、新型インフルエンザの国内侵入防止のために実施している水際対策としてのホテル・旅館など

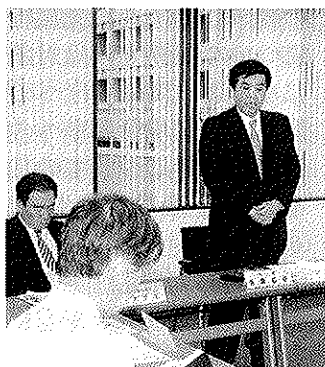
宿泊施設における停留措置問題や今後のホテル・旅館の新型インフルエンザ対策、秋以降に予想されている第二波の到来に備えての対策を徹底していく方針であることを発表した=写真。

議事に入り、次の議題を審議した。

◇通常総会上程議案=平成20年度並びに収支決算報告に続いて、平成21年度事業計画に伴う委員会の設置について審議し、承認した。委員会は1部会と6委員会で構成され、新たに経営研究

委員会とNHK受信料対策委員会が加えられた。

◇新型インフルエンザ対策=新型インフルエンザ情報については、4月25日から厚生労働省から全旅連に対して最新情報が逐次更新されている。この中では、同省からの要請として、新型インフルエンザ流行地からの旅



行者の宿泊拒否等、過剰反応防止依頼＝3ページに関連記事＝や検疫所周辺の旅館ホテルに対する停留施設としての利用可能な施設の情報提供依頼などがあった。

◇協定商社の新規入会＝協賛契約として「三菱化学メディエンス株式会社」(取扱商品：旅館ホテルにおける食品衛生・品質管理)、推奨契約として、「ジャストワン株式会社」(取扱商品：ソルトスタジオ＝塩を原料とした床、壁に囲まれたハコ型施設、岩盤浴のような施設)、「株式会社テロソソコーポレーション」(取扱商品：畳コーティング施行、除菌・消臭・抗菌等の客室サニタイズ施行、バスタブコーティング施行)の3社を新規協定商社として承認。

◇全国旅館ホテル事業協同組合事業＝平成20年度事業報告並びに収支計算報告、役員改選に関する件などが了承された。

◇平成22年度全国大会開催地＝岐阜県での開催を承認。平成22年6月8日、長良川国際会場で開催する案が理事会に上程される。

【報告事項】

◇NHK受信料業界団体取りまとめ進捗状況＝4月1日から「業界団体の受信料取りまとめ」による実質的負担軽減措置がスタートしたが、参加状況は都道府県の組合により参加率54%＝6ページに関連記事＝を示す組合もあるものの大きなばらつきが見られる。全旅連では本格的な取り組みはこれからという組合もあるとしているが、まず

井正副会長会議
井上青年部長
議であいさつする



は、組合の“取りまとめ”に参加した場合、現状よりも受信料負担がさらに軽減される施設に対しては、周知徹底を図り、参加を呼びかけるよう努めてほしいとしている。

NHK側は、本事業については、5団体合計で60%以上の組合員の参加を要件としている。なお、未契約の施設については、受信料の適正化を目指し、公平負担の環境を整えるために、放送法における受信規約に基づいて訴訟を起こしていく方針で、今月末から実行していく考えだ。

「放送受信料取りまとめ」にあつては、組合員であることが前提とされているため、4月からのスタートに合わせて、大手のホテル、チェーンホテルなども新たな組合員になっている例が全国的にみられる。

◇ギャランティーリザベーションへの対応＝ギャランティーリザベーション検討委員会から、ギャランティーリザベーションにおけるノーショーチャージについては、全旅連のカード決算サービスであるC→REXを通して実施していくことの報告が行われ、了承された。

◇各ブロック会からの要望＝各ブロック報告は議事に入る前に行われたが、報告の中での要望等



**厚生労働省から停留で依頼
全旅連が4府県に通知**

新型インフルエンザに関する情報については、厚生労働省と全旅連との間で緊密な事務連絡や面会等、また、全旅連と各都道府県組合あての通知などを通じて行われた。この中で、厚生労働省から全旅連に対して、検疫所周辺の旅館ホテルについて停留施設としての利用可能な施設の情報提供の依頼があった。これに伴って、全旅連からは当該府県となる千葉県、愛知県、大阪府、福岡県に対し停留施設についての協力依頼を行った。

停留は最大7日間行われる。施設内での行動等については詳しく案内されている。

も含めて全旅連がどう対処していくかが示された。要望等については、今後の各委員会等の検討課題としていく。主な要望は次の通り。

①某ネットエージェントのポイントシステム問題(宿泊施設がポイント分100%を負担するというもの)の是正②時限立法による高速道路料金値下げのさらなる期間延長

**6/23に登録審査委
シルバースター施設への登録を**

第44回登録審査委員会が6月23日開催される。

現在、シルバースター登録施設は全国で937軒となっている。全旅連では同制度の一層の普及に全力を傾注しているが、著しい伸びを示すネット予約に対して全旅連シルバースター部会(野澤幸司部会長)は、楽天トラベル内に新サイト『人に優しい宿』を6月上旬にオープンし、シルバースター登録施設に対する販売機会の増加を図るなど積極的な取り組みを行っている。

同部会は更なる登録数の拡大を目指し、各都道府県からの登録申請を受けつけている。

③組合におけるNHK受信料集金手数料の収益事業での課税に対する対処の統一化④国内観光旅行について税務上控除対象になるよう関係省庁への働きかけ⑤現行利率への借り換え等についての日本政策金融公庫へ陳情⑥「シーレックス(C→REX)」の利用範囲の拡大⑦レジャーホテル委員会の設置――。

新型インフル対策は万全の体制で

事業主への要請は「確認事項」で明記

事業維持計画(BCP)の作成を

自館に新型インフルが発生した場合の対応体制となるもの

メキシコでの大量感染に始まり、世界各地で感染者が見つかったことで、世界保健機関（WHO）は4月末、新型インフルエンザ（豚インフルエンザA/H1N1）の警戒レベルを、パンデミック一歩手前にあたる「フェーズ5」に引き上げた。日本政府も同日、対策本部幹事会を開き、水際対策の徹底などを確認した。

しかし、5月16日には、国内においても新型インフルエンザ患者の発生が認められ、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会は国内における感染の状況が、水際対策に重点を置いた第1段階（海外発生期）から第2段階（国内発生早期）となったと報告。同対策本部幹事会は、この報告に基づき、基本的対処方針にかかる確認事項等を取りまとめ、政府一丸となって、より一層の対策を講じていくことになった。

事業者に対する確認事項

都道府県、保健所設置市および特別区では、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、関係部局および医療機関、医師会等の関係機関と連携し、基本的対処方針および確認事

項を踏まえ、万全の体制で対策を講じていくとしている。

この確認事項の中には、事業主に対する事項もあり、事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう次のような対策を要請している。

①従業員の健康管理を徹底する。発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応を検討する。また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自動車通勤等

②それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について検討する。

事業維持計画の作成を

新型インフルエンザの大流行に健康被害の拡大や社会機能のまひを防ぐため、国では各自治体市町村に新型インフルエンザ対策行動計画の作成を求めているが、同時に、社会機能維持に関わる事業における事業維持につ

新型インフルで旅館業界に協力要請

過剰反応防止と宿泊名簿の記載の徹底など

厚生労働省健康局生活衛生課は4月28日付けで各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）に対し、新型インフルエンザ発生に関する旅館業者への周知について依頼した。保健所等から旅館業者の営業者に対して問い合わせがあった場合は協力するよう周知方の依頼をしたほか、あわせて、新型インフルエンザの流行が確認されている地域から来ているとの理由のみで宿泊拒否するなど、各営業者においていたずらに過剰な反応に陥らないよう、指導方を依頼した。

これを受けて、それぞれの自治体は「旅館ホテル営業者の皆さまへ」と

して新型インフルエンザに対しては、保健所から旅館業の営業者に対して問い合わせがあった場合への協力、また新型インフルエンザ流行地からの旅行者に対して宿泊拒否するなど、過剰反応防止と宿泊者名簿の記載の徹底などが依頼された。

国内感染者は9都府県に

新型インフルエンザの国内感染者は26日現在、すでに完治した者を含めて都府県で353人となった。

厚生労働省と関係自治体は、感染の周囲の濃厚接触者に関する調査を進め、濃厚接触者には自宅待機を要請、健康状態や渡航歴を確認している。

いても検討しておく必要があるとし、このような事業所に対しては、新型インフルエンザ流行事の業務の運営体制について「事業維持計画（BCP）」を作成してほしいとしている。

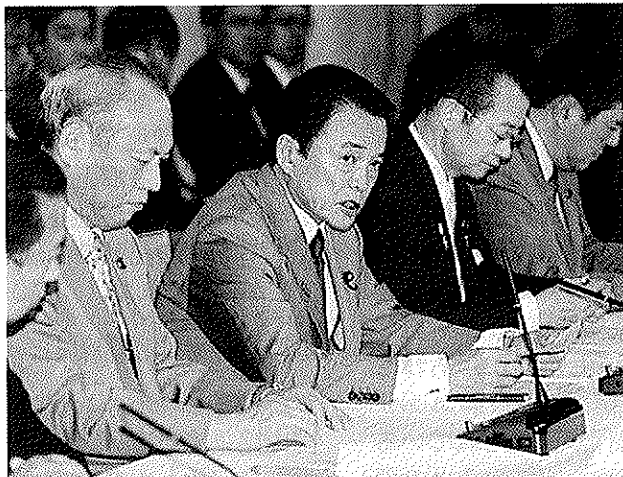
これはホテル・旅館においては、自館に新型インフルエンザが発生した場合の対応体制となるもの。宿泊業の場合、従業員以前に顧客がこなくなる事態も考えられる。また、流通がまひしてしまえば、原材料の不足だけではなく、販売も停止してしまう。こうした事態を想定し、事業所の従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体

制などあらかじめ定めておくものだ。

新型インフルエンザ発生に備えた事業継続計画の策定は、緊急事態に遭遇した場合に事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の維持、あるいは早期復旧を可能とするためにも必要とされている。

宿泊業においては、宿泊者から患者が発生する可能性があり、場合によっては患者のケアなどが必要になるなどの特殊性がある。『まんすりー』の本年1月号には「事業継続計画」について、「旅館ホテルが活用できる“中小企業施策”」（10ページ）として紹介しているので参考してほしい。

22日に新たな「基本的対処方針」を公表 地域の実情に応じた柔軟な対応を



22日、新たな「基本的対処方針」を公表した新型インフルエンザ対策本部。内閣広報室提供

政府の新型インフルエンザ対策本部（本部長：麻生太郎首相）は総理大臣官邸において5月22日、国内での感染拡大防止に向けた「基本的対処方針」を見直し、今後は、政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくことを決定した。

これは、新型インフルエンザの感染者の発生状況が地域によって偏っている状況を踏まえての決定。地方自治体が、新たな基本的対処方針により、地域の実情に即して対応をとることが重要とした。

改定された基本的対処方針の中で、事業所等に関連した内容は次のとおり。

多くの感染者は軽症のまま回復

◇今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）は、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復

しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

◇他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、若年層の感染者が多いという特徴がある。

◇患者との濃厚接触者が活動した地域等の範囲について国民に迅速に情報提供を行う。また、積極的疫学調査を徹底する。外出については、自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。

◇集会等については、一律に自粛要請は行わない。また、事業者に対しては、事業自粛の要請を行わない。ただし、事業

運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

◇患者や濃厚接触者が活動した地域等における国民生活の維持を図る。電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

◇現在、患者が発生している地域では、試験、研修、講習会なども中止する傾向がみられるが、むやみに自粛するのではなく、社会的に必要性が高い集まりについては、感染拡大防止策（①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある者は参加しないよう呼びかける②参加者同士の席を離す③まめに換気を行う④入口に速乾性アルコール消毒を設置するなどの措置）を講じつつ開催することが考えられる。

業態や施設の特徴に応じた工夫を

◇事業主については、利用客への対策として、集客施設では、利用客間で感染が生じないようにするための工夫を検討する。例えば①体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮してもらう②利用客が多くない場合には利用客用の席を離す③利用客が施設内で発症した場合に備える――など。それぞれ事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討してもらう必要がある。

◇従業員が発症した場合、同従業員と濃厚接触

した同僚を自宅待機させることは必要と考えられるが、発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないとされた者についてまで自宅待機を命ずることは適当ではない（事業所における従業員の健康管理等については、3ページの「確認事項」で同様なことが掲載してありますので参照してください）。

◇機内検疫および停留については次のような対策とする。水際対策の目的は、ウイルスの国内侵入を可能な限り遅らせ、その間に医療体制の整備など国内対策の準備を進めるための時間を稼ぐことにある。当初、メキシコで新型インフルエンザによる死者が多数出ていることが報道されたが、その時点では、病原性が不明であり、国家の危機管理に関わる問題として、水際対策を強化することとした。しかし、症例の蓄積により、患者には軽症者が多いというウイルスの特徴が確認されたことから、水際対策のあり方を見直すこととした。具体的には、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、ブース検疫を行う。ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。また、患者が発見されれば、隔離および適切な医療の提供を行い、患者の濃厚接触者に対しては、外出自粛要請と健康監視を行う。

陳情

観光関連業界の現状訴える

全旅連は、新型インフルエンザの影響により、壊滅の危機に瀕している観光関連業界の現状にあつて、5月27日、自由民主党観光産業振興議員連盟役員会に対し陳情を行った＝詳細は7月号に掲載。

陳情内容は、特別条件による融資策の検討、政府の基本的対処方針を上回るような過剰な反応をしないよう、自治体並びに各種団体への指導方などで、次のような旅館三団体の連名による要望書を手渡した。

【要望書】

1. 緊急かつ特別の条件による融資策を検討してください。

新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）の影響によりキャンセルが発生し、売上の減少によって各旅館ホテルの資金繰りが悪化、倒産することのないよう、緊急かつ特別の条件による融資策を立ち上げてください。その際に金利・返済期間・据置期間にも特段の配慮をお願いします。また、民事再生等の事業再生中の旅館・ホテル及び償還猶予中や条件変更中のものに対しても条件が緩和された融資をお願いします。

2. 新型インフルエンザによる宿泊キャンセルについては、約款どおりに支払うよう指導してください。

旅行会社は顧客の要望

もあり、今回の新型インフルエンザに関する宿泊予約の取消が発生した場合、約款を無視してキャンセル料を支払わないという事例が多発しています。「優越的地位の濫用」とならないよう、約款どおりのキャンセル料を支払うよう旅行会社へのご指導をお願いします。

3. 今般の新型インフルエンザに対して政府の基本対処方針を上回るような過剰な反応をしないよう、自治体並びに各種団体へ指導してください。

各種団体において、政府の発表する新型インフルエンザに関する基本対処方針を上回るような対応をとっていることに関し、過剰な反応をしないようにご指導をお願いします。特に修学旅行、学校行事の取扱については、特段のご指導をお願いします。

4. 感染者数の発表の際は、現在治療中の方の数と完治した方の数を分けて伝えてください。

延べ感染者数ばかり発表されることにより、国民の不安をあおる結果となっています。不安を増幅させることのないよう、現在治療中の人と完治している人の数をきちんと分けて発表してください。

5. 新型インフルエンザを特定感染症として認めてください。

キャンセルによって休業を余儀なくされた場合、現状では、今般の新型インフルエンザが原因ということではいずれの保険も適用できず、休業補償が受けられません。感染症法を改正し、二類感染症の中に追加し、特定感染症として認めてください。

近畿ブロック支部が緊急融資などで要望

相次ぐ旅行取りやめで観光業界は壊滅の危機に 緊急融資や自治体への指導方など求める

新型インフルエンザの急速な感染拡大で観光地は相次ぐキャンセルに見舞われている。感染者の出た近畿地区の2府4県による宿泊キャンセルは延べ36万2200人、約43億円分に上るとされている（5月20日現在）。

こうしたなか、全旅連と同近畿ブロックおよび国際観光旅館連盟と同近畿支部の代表者らが5月22日、自由民主党の近畿整備委員会と近畿選出国会議員に対して、緊急融資などについて陳情し、次のような要望書を手渡した。

【陳情書】

新型インフルエンザの感染者が近畿地区から出たため、旅行取りやめが相次いでいます。自治体やマスコミの過剰反応とも相まって、国民生活に大変な影響が出ております。また観光関連業界は壊滅的な打撃を受けているのが現状であります。以下の項目に係る省庁、自治体に強く働きかけをしてください。

1. 緊急融資をお願いします。

キャンセルにともなう売上減によって各社の資金繰りが悪化し、倒産することのないよう、緊急かつ特別の条件による融資策を立ち上げてください。金利・返済期間・据置期間にも特段の配慮をお願いします。また、民事再生等の事業再生中の旅館・ホテルにも条件が緩和された融資が

なされるよう配慮をお願い申し上げます。

2. キャンセル料を約款通りに支払うよう指導をお願いします。

旅行会社は顧客の要望もあり、今回のインフルエンザに関する宿泊予約の取り消しが発生した場合に、約款を無視してキャンセル料を支払わないということが多発しております。「優越的地位の濫用」とならないよう約款通りのキャンセル料を支払うよう指導をお願いします。

3. 自治体に増幅した措置を取らないよう指導をお願いします。

①「外出の自粛要請」等を直ちに取りやめるよう指導をお願いします。また、「感染地域」等の表現を取りやめるようご指導ください。

②学校の休校扱いについても早期解除するようご指導ください。また、修学旅行等を中止しないで予定通り実施するようご指導ください。

4. 感染症法の改正をお願いします。

今回の新型インフルエンザは昨年感染症法改正の中で特定感染症に新たに追加されておられません。キャンセルによって休業を余儀なくされた場合や感染者の発病の場合、いずれの保険も適用出来ず、補償が受けられない状況です。新型インフルエンザを二類感染症の中に追加してください。

新型インフルで特別相談窓口を設置

セーフティーネット貸付の対象を拡大

厚生労働省は、株式会社日本政策金融公庫において、「新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」を5月22日付けで全国152の店舗に設置すると発表した。今般の新型インフルエンザに関連し、経済的に影響を受ける中小企業者の融資や返済等の相談に積極的に対応していく。

また、日本公庫が実施しているセーフティーネット貸付の対象を拡大していく。経営環境変化対応資金（セーフティーネット貸付）の小規模企業向け（国民生活事業）の融資限度額は4,800万円（生活衛生セーフティーネット貸付＝運転資金のみ＝の融資限度額は5,700万円）。中小企業向け（中小企業事業）の融資限度額は7億2,000万円。融資期間（うち据置期間）は設備15年以内（3年以内）、運転8年以内（3年以内）となっている＝9ページに関連記事。

また、経済産業省は5月22日、新型インフルエンザの感染が拡大しているところから、中小企業の支援策を拡充した。

資金繰りのほか、感染防止や事業継続に関する相談に応じるため、各地の経済産業局だけでなく、全国の商工会議所、商工会連合会、信用保証協会などに特別相談窓口を22日付けで設置し、日本政策金融公庫などに対し、

既往債務の返済猶予や貸付などの確な対応をとるよう指示した。

二階俊博経済産業相はこの日の閣議後の記者会見で、「中小企業の事業状況を調査した結果、修学旅行などの団体旅行の延期、中止による予約キャンセルで、旅館・ホテル、旅行会社等の事業活動への影響が認められた」と懸念を表明（関連記事が別掲に）。被害が拡大した場合は新たな財政的な対策も考えとし、融資枠拡大のため追加の予算をとる考えを示した。

金融庁が金融機関に各種要請

金融庁は22日、新型インフルエンザの発生で企業活動に影響が出ることを警戒し、銀行や信用金庫、信用組合の業界団体に対し、取引先への融資を継続するよう要請した。

今般の新型インフルエンザの流行により、旅館業など多くの中小・小規模企業者の資金繰りへの影響が懸念されることから、影響をうける中小・小規模企業者を対象として、22日から次の措置を講ずることとした。

1. 金融支援対策特別相談窓口の設置

政府系中小企業金融機関日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興金融公庫）信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び各経済産業局は新型インフルエンザに関する中

二階経産相が全旅連に報告

中小等への支援について

二階俊博経済産業大臣は5月22日付けで、全旅連佐藤会長あてに新型インフルエンザに係る中小・小規模企業に対する支援について、次のように文書で報告した。

◇

経済産業省では、新型インフルエンザについて感染の広がりや経済活動への影響を懸念する声を踏まえ、各経済産業局を通じてヒアリングを行うなど、旅館業を始めとする経済活動への影響について情報の収集に努めてまいりました。これまでの調査を踏まえ、本日官邸で開催された新型インフルエンザ対策本部において、私から中小・小規模企業に対する支援について発言を行い、了承を得ました。その結果、

(1) 金融面での措置とし

小企業金融支援対策特別相談窓口」を設置し、中小・小規模企業者に対する経営上の相談を受け付ける。

2. セーフティーネット貸付（経営環境変化対応資金）の適用

影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティーネット貸付（経営環境変化対応資金）が利用可能。

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

政府系中小企業金融機関および信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化および担保徴求の弾力化等について、関連中小・小規模企業者

て全国の商工会議所、商工会連合会、信用保証協会などに特別相談窓口を本日設置し、日本政策金融公庫などに対し、既往債務の返済猶予や貸付などの確な対応をとるよう、指示しました。

(2) 各経済産業局や中小企業基盤整備機構、全国の商工会議所・商工会連合会、中小企業診断協会に中小・小規模企業が新型インフルエンザにどのように対応したらよいかについて相談を受ける窓口を本日設置しました。

新型インフルエンザに関しては、中小・小規模企業への損害を最小限度にとどめるため、関係機関の力を総動員し全力をあげて対応してまいります。貴団体におかれましても、その旨会員各位への周知徹底方宜しくお願いいたします。

経済産業大臣

二階俊博

の実情に応じて対応します。

4. 新型インフルエンザ対策に関する相談窓口の設置

中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業診断協会及び各経済産業局は新型インフルエンザ対策に関する相談窓口」を設置し、中小・小規模企業者からの新型インフルエンザへの対応に関する相談を受け付ける。

（本発表資料のお問い合わせ先）中小企業庁経営安定対策室長・奈須野 担当者：伊藤、今福。電話 03-3501-1511（内線5251）-03-3501-2698（直通）

帰国後に熱が上がったり咳がでたら…

「まずは最寄りの『発熱相談センター』に」

新型インフルエンザも他の病気と同じように予防が大切
「手洗い」「うがい」「咳エチケット」の励行を

新型インフルエンザも他の病気と同じように予防が大切。「手洗い」「うがい」を欠かさず、また、咳、くしゃみをするときは、ティッシュで口や鼻をおおうなどの「咳エチケット」を習慣づける。また、海外から帰国したあとで、熱が上がったり、咳が出たりする場合は、病院に行く前に、まずは最寄りの保健所などに置かれている「発熱相談センター」に相談する。

新型インフルエンザに関する各都道府県・政令指定都市の相談窓口（対応時間は各窓口により異なる）は次のとおり。

北海道011-204-5253、青森県017-734-9284、岩手県0191-26-1415・019-629-5466・019-629-5472、宮城県022-211-2632、秋田県018-860-1425、山形県023-630-2315、福島県024-521-7995、新潟県025-280-5200、茨城県029-301-4001、栃木県028-623-3089、群馬県027-226-2617、埼玉県048-830-3572・048-830-3557、千葉県043-223-2665・043-223-2675、東京03-5320-4509(平日の夜間及び土日のみ)、神奈川県045-633-3777、山梨県055-

223-1494、静岡県054-221-8560、長野県026-235-7148、富山県076-444-3225、石川県076-225-1438、福井県0776-20-0701・0776-20-0703、岐阜県058-272-1111、愛知県052-954-6272、三重県059-224-2339、滋賀県077-528-4983、京都府075-414-4726、大阪府06-6944-6791、兵庫県078-362-3226、奈良県0742-27-8658、和歌山県073-441-2643、鳥取県0857-26-1154、島根県0852-22-6131、岡山県086-273-8092、広島県082-228-2154、山口県083-933-2956、徳島県088-621-2228、香川県087-832-3303、愛媛県(各保健所発熱相談センターへ)、高知県088-823-9092、福岡県092-643-3279、佐賀県0120-82-1025、長崎県095-895-2046、熊本県096-333-2240、大分県097-506-2669、宮崎県0120-793-089、鹿児島県099-286-2724・099-286-3224・099-286-2256、沖縄県098-866-2165。

特に今『安心安全』の宿アピールを

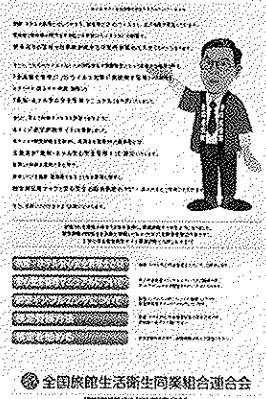
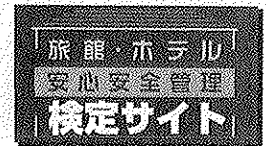
安全管理士認定証は全旅連HPからの受検で

管理検定サイトには
新型インフルの問題も

全旅連の「旅館・ホテル安心安全管理検定サイト」には新型インフルエンザに対する項目もあり、全旅連では同サイトの活用を強く勧めている。宿泊施設における浴場を発生源とするレジオネラ属菌や施設内におけるノロウイルスを原因とする感染症および食中毒事故が発生している事態に施設営業者の社会的な責任が問われているが、旅館・ホテルは常日頃から衛生上の安全管理に十分注意を払う必要がある。

同検定サイトをオープンすることで、「旅館・ホテル安心安全管理マニュアル」(全30ページ)が閲覧することができるが、同時に、新型インフルエンザ情報については厚生労働省のページへリンクすることで得ることができる。内容は「新型インフルエンザに関するQ&A」。

「新型インフルエンザ」とは何か」「通常のインフルエンザと見分けることが可能か」といった基礎情報、「家族が流行国から帰国するが、どのような手続きを経て帰宅するのか」といった旅行関連、「予防のために何を準備したら良いか」「予防のためにタミフルをもらえるか」などの医療関連のほか、疑似症および



検定サイトのトップとなる画面



合格者には「旅館・ホテル安心安全管理士」としての認定証を発行

確定患者関連についての項目などが盛り込まれている。

なお、同サイトの受検内容の中には新型インフルエンザに対する問題も用意されている。全旅連では「検定サイトでの受検で合格し、『旅館・ホテル安心安全管理士・認定証』を施設内に掲示することによって安心安全の宿泊施設としてのアピールに努めてほしい」と呼びかけている。

厚生労働大臣賞に「湯田上温泉旅館協組」

上州力まるごと協議会は全旅連会長賞



選考委員会賞には 新宿ホテル旅館組合

全旅連は第12回「人に優しい地域の宿づくり賞」の第2回選考委員会(橋本俊哉委員長)を開き、各賞の受賞者を決定(内定)した。

第12回のエントリー数は33件で、団体23件、個人10件。あらかじめ選考委員から寄せられた審査結果表をもとに受賞者が決定され、厚生労働大臣賞(賞金30万円)は新潟県の湯田上温泉旅館協同組合、全旅連会長賞(賞金20万円)は群馬県の上州力まるごと協議会が受賞(内定)した。両賞については、現地調査後に正式に決定する。その他の受賞者は別表のとおり。

厚生労働大臣賞の湯田上温泉旅館協同組合のテーマは「湯田上温泉SWEETSプロジェクト」。県内屈指の果物の産地でありながらその有効活用が進んでいない湯田上温泉の旅館と、規格外の商



受賞者を決定する第2回選考委員会であいさつする橋本委員長=全国旅館会館4階会議室で

品の廃棄に悩む農家が一体となった取組み。特産物の有効利用を目的とした地元農家との連携、旅館の活性化、優れた加工品のオリジナルスイーツの独自の食品流通チャンネルの開拓の3点が高く評価された。

また、会長賞の上州力まるごと協議会のテーマは「群馬の力をまるごと使った、群馬の温泉地」。県内の四大温泉が中心になり“転泊”(温泉地から温泉地へ効能や料理、いろいろな体験を楽しみながら複数の温泉や宿を泊まり歩く旅をいう)の仕組みづくりを行った。バスツ

第12回「人に優しい地域の宿づくり賞」受賞者

第12回「人に優しい地域の宿づくり賞」受賞者は次のとおり。上位6つの賞のカッコ内はテーマ。

◇厚生労働大臣賞=湯田上温泉旅館協同組合「湯田上温泉SWEETSプロジェクト」<新潟県>

◇全旅連会長賞=上州力まるごと協議会「群馬の力をまるごと使った、群馬の温泉地間転泊の仕組みづくり」(群馬県)

◇選考委員会賞=新宿ホテル旅館組合「大久保・百人町地区の環境浄化と明るい街づくり」(東京都)

◇観光経済新聞社社長賞=有馬温泉月光園「蒸気ボイラーからの廃熱回収によるエネルギー削減」(兵庫県)

◇リクルート「じゃらん」賞=長門湯本温泉旅館協同組合青年部「若い力で地域力復活を『湯本ホッと屋台』」(山口県)

◇全旅連シルバースター部会長賞=株式会社滝の湯ホテル(ほほえみの宿 滝の湯)「環境配慮型旅館(エコ旅館)の創出事業」(山形県)

◇優秀賞=湯西川温泉旅館組合・栃木県旅館生活衛生同業組合川俣支部(栃木県)、伊香保温泉旅館協同組合(群馬県)、ホテル五龍館(長野県)、玉造温泉旅館協同組合(島

根県)、萩温泉旅館協同組合(萩市観光協会)(山口県)

◇努力賞(エントリー順)=奈良市旅館ホテル組合(奈良県)、ホテルシティフィールドかごはら(埼玉県)、和歌の浦温泉萬波(和歌山県)、土肥温泉旅館協同組合(静岡県)、水上温泉旅館協同組合婦人部(群馬県)、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合(宮崎県)、春蘭の宿さかえや(長野県)、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合女将の会(滋賀県)、老神温泉旅館組合女将の会(群馬県)、別府市旅館ホテル組合連合会(大分県)、「洞爺エコリゾ」プロジェクト委員会(とうや湖温泉旅館組合)(北海道)、前橋旅館ホテル協同組合(群馬県)、遠刈田温泉旅館組合(宮城県)、海辺の宿皆生菊乃家(鳥取県)、鴨川旅館組合(鴨川市観光協会)(千葉県)、道後温泉旅館協同組合(愛媛県)、古湯・熊の川温泉郷ぬるゆサミット実行委員会(佐賀県)、和倉温泉旅館協同組合(石川県)、京成ホテルミラマーレ(千葉県)、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合(千葉県)、指宿フェニックスホテル(鹿児島県)

ア-の運行、地元の食材を生かしたメニューの開発、温泉地間の移動途中のアクティビティー(活動)の採掘などへの取組み、4つの温泉による連携という、発想の転換などによ

る新しい観光地のあり方への取組みなどが評価された。

受賞者の表彰は第87回全旅連全国大会(6月16日・大分大会)で行われる。

資金繰り問題は「セーフティネット貸付」で 借換特例制度含めぜひ活用を

日本政策金融公庫（日本公庫）のセーフティネット貸付については、政府の経済対策の一環として、既に何度か紹介していますが、組合員の方から詳しく説明して欲しいとの要望がありました。

そこで、今月号では特に「経営環境変化対応資金制度」及び「金融環境変化対応資金制度」の二つの制度について、「借換特例制度」を含めて、説明することといたします。

○制度の趣旨

景気の後退により経営環境が急激に悪化するなかで、資金繰りに困難をきたしている中小の旅館ホテルを積極的に応援するための制度が「セーフティネット貸付」です。

○セーフティネット貸付の特徴

- ・業績が悪化したり、金融機関の貸し渋りにより、資金繰りが困難な方が対象となります。
- ・過去に融資を受けた公庫融資の借換等を行うこともできます。
- ・担保や保証人については、借入れ者の要望により、弾力的に対応してくれます。

○経営環境変化対応資金制度

【融資対象者】次のいずれかの経営状況になっている旅館ホテル。

①最近の決算期におけ

る売上が前期に比べ5%以上減少していること、または最近3ヵ月の売上が前年同期を下回り、かつ、今後も売上減少が見込まれること。

②最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期に比べ悪化していること。

③最近、回収条件の長期化または支払条件の短縮化など取引条件が悪化していること。

④社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していること。または来すおそれのあること。

⑤最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じていること。

⑥期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有していることなど。

【貸付限度額】

・国民生活事業：4,800万円（運転資金のみの場合は、5,700万円）

・中小企業事業：7億2,000万円

【返済期間（据置期間）】
運転資金：8年以内（3年以内）、設備資金：15年以内（3年以内）

【金利】基準金利（ただし、最近の売上、利益等が減

少するなど業績が特に悪化している場合の運転資金は、「基準金利－0.3%」

○金融環境変化対応資金

【融資対象者】金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けていて、次のいずれかに該当する旅館ホテル

①取引金融機関が業務停止命令を受けた方

②取引金融機関が実質的に経営破たん状況などにある方

③取引金融機関から借入などが株式会社整理回収機構（RCC）に譲渡された方などで、経常利益を計上しているなどで、業況が順調であると認められる方

④経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している方

⑤国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から次の(1)～(5)までのいずれかの要請または取扱いを受けている方であって、当該取引金融機関との取引において、返済等に問題がない方

(1)借入残高の減少

(2)約定した返済条件を超える弁済

(3)当座預金の解約

(4)担保・保証人の追加

(5)借入金利の引上げ

【貸付限度額】税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年

- ・国民生活事業：4,000万円（運転資金のみの場合は、5,700万円）
- ・中小企業事業：3億円

【返済期間（据置期間）】
運転資金：8年以内（3年以内）、設備資金：15年以内（3年以内）

【金利】基準金利（ただし、最近の売上、利益等が減少するなど業績が特に悪化している場合の運転資金は、「基準金利－0.3%」

○公庫融資借換特例制度

社会的、経済的環境の変化等外的要因や金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている中小の旅館・ホテルの経営安定を図るために既往の公庫融資の借換等を行う制度です。

【融資対象者】

- ・セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金及び金融環境変化対応資金による貸付を受ける旅館・ホテル
- ・原則として、既往の公庫融資の借換のほか、新規融資を受ける必要があります。
- ・事業の見通し等の審査が別途必要となります。

【貸付限度額】適用した特別貸付制度（経営環境変化対応資金または金融環境変化対応資金）の貸付限度額

【金利】適用した特別貸付制度に定める利率。

ただし、借換部分については、借換対象の貸付口の加重平均金利が基準金利を上回る場合は、加重平均利率が適用されます。

なお、セーフティネット貸付制度の金利引下げの要件に該当する場合は、当該加重平均金利から0.3%が控除されます。
【返済期間（据置期間）】8年以内（原則1ヵ月以内）

進むNHK受信料の収納業務

北海道と鳥取県組合の「取りまとめ」を紹介

本年4月から始まったNHK受信料の収納業務ですが、各都道府県の実情により、対応がマチマチです。

NHKの受信料が実質68%引きとなる本優遇措置が宿泊5団体に限定されていることから、新たな会員獲得に成果をあげている組合も多くあります。また、組合に入る2%の事務手数料により、事業活動の充実や組合専従職員の待遇改善を計画しているところもあります。

今月号では、3月末時点において、一番多くの契約数を獲得した「北海道ホテル旅館生活衛生同業組合」と組合員の約55%が既に参加している「鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合」の取り組み状況を紹介します。

北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
専務理事 中谷 昇

組合員が年々減少しております。また、他の収入源は保険事業などの僅かな協力金しかありませんでしたが、この度4月1日からスタートしました「NHK受信料の取りまとめ」による集束手数料は、私ども組合にとって大きな収入源となりました。

「NHK受信料の取りまとめ」の組合員へのご案内は、平成20年7月20日付けおよび平成21年

1月1日付けの「組合だより」に「NHK受信料について」の掲載を始め、平成21年1月28日、1月30日、2月15日、2月18日、2月27日の7回にわたり案内に努めました。

1月20日より、予定通り進めようと作業に入りましたが、地元NHK担当者は、組合で集金業務を行うことしか把握しておらず、毎日のように打ち合わせを行い、内容を詰めてきました。最初の1月28日の書面は、まだ契約書が決まっていないことから私ども独自の「事前連絡書」にて申込みを受けることとし、また手数料の13%はNHKの受信料でないため「13%相当分の優遇」と表現しました。

最初の締め切りを2月10日にしましたが、申し込みが余りにも少ないため、2月15日・2月18日に再度ご案内したところ、2月20日頃から組合員から問い合わせが毎日あり、日によっては全員で対応したり、一日中説明に終われた日が多くありました。中には少しお怒りの様子で「この取りまとめに申込みしないと組合を退会させられるのか」と言われました。また、支部の役員会に行き説明も行いました。

道内のNHK受信料の契約は、多種多様になっており、1地域では地域一括払いを行っていましたが、国際空港のある千

歳市は、雑音などによる優遇措置により、この扱いは出来ませんでした。

申し込みを進める中では、NHK担当者とは頻繁に連絡を取り、事業所割引の契約を取り交わしたホテル・旅館を聞いて、私どもから「まとめ支払申込書」の発送をしました。この中では、電話では話が見えず、私がホテルに伺い説明しましたが、申し込みをいただけませんでした。自分の人相は分かりませんが、お得なことを強調してお話したせいか不審に思われた様でした。翌日NHK担当者にお話し説明後、ようやく申し込みいただきました。

また、4月に発送した「テレビ取りまとめ料額のご通知」について、「どうして送ってきたのか」と問い合わせがありました。書面には、「NHK受信料」と明記されていないため不審に思われた様です。

私としては残念に思ったことがあります。「事前連絡書」にて私どもに申込んだ組合員から、「まとめ支払い申込書が届いたので提出しました」との返事がありました。提出したのは他の団体で「とんびにあぶらげ」のところ数が数件ありました。

この「受信料取りまとめ」は、組合加入のメリットとして十分発揮出来ると考えます。私どもでは、チェーン店のホテルへご案内したり、音楽著作権申込みのホテルにご案内したり、知り合いのホテル営業マンを通じ

てご案内しましたところ数件入会しました。本日も入会に結びつく問い合わせをいただいております。

受信料の手数料は、思いのほか大きな額となるようです。昨年まで、当組合の財政は火の車でした。また平成22年度は当組合が50周年を迎えます。担当として悩んでおりましたが、少なくとも記念行事らしき事が出来ると“ほっと”しているところです。

終わりにこの面をおかりし、「NHK受信料取りまとめ」にご努力いただいた全旅連、また申込みいただいたホテル・旅館の皆様およびNHK担当者の方々など関係者の方々に感謝申し上げますとともに、さらに組合員のメリットになるよう、BBC方式にさせていただくことを願っております。

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合
事務局長 北中裕子

NHK受信料の収納業務については、2月12日に事業所割引制度と取りまとめについての説明会をNHK鳥取放送局から営業部副部長さんにご出席いただき開催いたしました。あわせて、技術の方に地上デジタル放送受信についての説明をしていただきました。

説明会の出席者は、組合員の3割位でしたが、欠席組合員にも説明会資料と事業所割引申込書・まとめ支払申込書を配布しました。また、要望のあった地区組合でも、説

明会を開催しました。

その後、NHK鳥取放送局営業部の方と再三情報交換を行い、特に副部長さんには、度々組合事務所に足を運んでいただきました。

事業所割引は契約済みで取りまとめの申込みがない施設、取りまとめ申込みをすれば、現在より受信料の負担が少なくなる施設には電話で連絡をしました。中には、勘違いをされNHKの事業所割引の方が安く、NHKと契約をしたので、組合の取りまとめは申込みと言われることもありましたが、そこで説明時に金額を示した方がよくわかると思い、衛星・地上の台数を入力すれば、基本料金、事業所割引料金、まとめ支払料金が12カ月・6カ月・2カ月払いと計算できるようエクセルで作り、説明時に使うようにしました。

受信料とりまとめ参加の申し込みについては、NHK鳥取放送局営業部の皆さんが熱心に事業所割引制度などの説明に組合員施設を回られたことが大きいと思います。

現在のところ、受信料の取りまとめによる新規加入は2施設ですが、徐々に加入していただいているので期待をしております。

収納業務による事務手数料収入は、現在では、組合員の減少による組合費を補うことができ、今後は取りまとめが組合員のメリットとなり新規加入施設が増えれば組合組織の強化につながると思っております。

観光振興条例への取組み進む

国の「観光立国推進基本法」という大枠のもと

全国各地域において、観光振興への取組みが活発になってきているが、その観光振興の基本理念などを定めた観光振興条例の制定も今、全国各地で進んでいる。国では、観光基本法を43年ぶりに改正し、平成19年1月、新たに観光立国推進基本法を制定し、わが国の経済発展のために不可欠な課題である観光立国実現に関する施策の推進を目指している。それを受けて、各県も総合的かつ基本的な考えと方向性を明らかにするために条例づくりを進めている。

条例の制定には、基本理念を定め、県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体の責務・役割を明らかにするとともに、観光振興の実現に向けて、協働して取り組むための共通認識を醸成し、共通の目標と認識のもと、一人ひとりが観光振興の担い手としての意識を育て、いこうという目的がある。そして同時に、実効性を持たせ、地域社会の活性化や経済の持続的な発展に資していこうという大きな目的がある。

観光振興を目的とした条例は、すでに12道県で制定されている。そこには条例制定後に基本方針をまとめていく数値目標、展開する施策などが示されている。各主体者が協働して行う取組み、広域的に連携した取組み、高齢者、外国人等が安心して観光を楽しめる環境づくり、人材育成

などの促進などが盛られている。また、観光事業者の役割としては観光客の満足度の向上、地場産業、県、市町村との連携、観光団体の役割としては、観光客の誘致・情報の発信・受入体制の改善、観光資源の商品化などの取組みなどが挙げられている。

地元の良さをいかに情報発信していくかが問われている現在、制定づくりには、旅館業界にも、積極的な参加によってその声を大きく反映させていくことが強く求められている。

地域の条例づくりには業界側も積極的な参加を

観光振興の条例の制定にあたっては、外部有識者等を構成員とする条例検討委員会等を設置し、条例の内容について検討していくが、検討委員からの意見を踏まえて作成された条例素案については、広く、パブリックコメントとして意見の募集を行っている。

例えば、新潟県では、新潟県観光立国推進条例を平成20年12月26日に制定し、平成21年1月1日に施行しているが、こうした意見募集は平成20年10月1日から10月21日までを募集期間として実施している。なお、新潟県では、条例案(素案)作成に伴って、検討委員会での審議のほか、条例に関する関係団体への意見照会(パブリ

ックコメント)を行っている。照会先は50団体。全市町35団体、観光事業者6団体、そして、観光協会、県旅館組合などの観光関係団体9団体となっている。

照会内容は条例の必要性や設置目的、基本的な項目等についてで、意見のあった団体は19団体となっている。

その内容の主なものは次のとおり。

◇意見集約概要としては「官民および県民が一体となった観光振興に取り組む上での基礎となる条例の制定が必要」「条例の制定により、地域や民間の自由で柔軟な活動を制約しない配慮が必要」という2点を挙げている。

また、目的や理念等についての主な意見としては、①農林等他産業との連携により観光商品の付加価値の増大化を図るべきだ②多種多様な資源を束ね、総合産業として発展させるためにも指標となる条例は不可欠である③県民が郷土の歴史・文化などを再認識し、ふるさとに愛着と誇りを持つ環境づくりのための条例は必要である、といった意見に加え、「観光客の志向性を背景とした観光トレンドの変化を整理すべきである」といった具体的な意見もあった。さらには「条例制定が目的ではなく、制定過程が重要だ」と指摘する声も。数々の意見の中には「県全体の観光振興の高揚に期待する」「県がリーダーシップを取るという位置づけが必要である」の声もある。

夏に出来る旅館ホテルのエコ活動

「ライトダウン」や「打ち水」なども

こんなにある旅館ホテルが身近にできるエコ活動

いよいよ暑い季節が到来する。冷房をはじめ、エネルギーの消費量が多くなる時期となるが、7月7日はクールアースデー。昨年は全国で、施設や家庭の照明を一斉に消す「ライトダウン」の呼びかけがあり、全国7万6397カ所の施設がライトダウンされ、大きな反響があった。

豊かさや便利さを追求するために、大量のエネルギーを消費してきたこれまでの社会は、地球温暖化をはじめとする環境問題やエネルギーの枯渇問題といった人類にとって深刻な状況を招いている。

日本は、2005年に批准した「京都議定書」において、CO₂をできるだけ排出しない低炭素社会の実現のために「クールアース50」を掲げ、クールアース推進構想を世界に向けて提案している。こうした環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、7月7日を「クールアースデー」を定め、施設や事業所、家庭とで一斉に電気を消す「七タライトダウン」を呼びかけている。ライトダウンのほかに、夏に取組まれるエコ対策はたくさんある。

エアコンの設定温度を高くするのも大事な取組みの一つ。そしてそれを実現するためにうちの

活用を勧めており、うちは温暖化防止のツールとして大きな存在を示すことになる＝12ページに関連記事。

夏はうちわを用意し、窓いっぱい開けて涼風を楽しんでもらうという、エコに取り組んでいる旅館・ホテルも多い。夏場はなるべく自然風を入れて廊下などは冷房を使用しないところもある。

また、打ち水も立派なエコ対策の一つ。これは昔から暑い日本の夏を過ごすために行われていたものだが、今は、地球温暖化対策やヒートアイランド対策として話題となっている。昨年は全国で800万を超える人が「打ち水大作戦」に参加し、なんと地球の気温を最大で1.8℃も下げってしまった。門の前や家の周りに水をまく光景はなかなか情緒のあるものだが、地面にまいた水の蒸発効果により地表面の温度が下がり、地表面からの熱放射を和らげる打ち水は手軽にできるエコである。

ここで、身近にできるエコ活動など、旅館・ホテルが地球環境への負荷を軽減できるいくつかの活動をまとめてみた。

長期にわたり使用しない電気製品はコンセントから外す、節電コンセントの使用、省エネ器具の購入、節電球・蛍光球の使用、デマンドコントロ

春の叙勲・褒章 全旅連関係は3氏

政府はこのほど、平成21年春の叙勲・褒章受章者を発表した。

全旅連関係の受章者は次の通り（順不同、敬称略）

【叙勲】

◇旭日双光章（生活衛生功労）

田村泰輔＝現高知県旅館ホテル生活衛生同業組

合副理事長、足摺国際ホテル（高知県土佐清水市）

【褒章】

◇黄綬褒章（業務精励）
大石正徳＝（有）大光観光社長（富山県氷見市）

◇黄綬褒章（業務精励）
斉藤隆士＝（株）熊本ホテルキャッスル社長（熊本県熊本市）

「まんすりー」経営改善講座

渡邊清一郎経営コンサルタント

頭と心を動かしましょう

新型インフルエンザの影響が深刻です。無用な外出を控えたり人ごみを避けたり、しばらくの間はじっとしている時間が増えそうです。そんな時お勧めの本の話です。

○「山河果てるとも」伊藤潤著＝元企業戦士のコンサルタントが著した切ない滅びの文学。デビュー作「武田家滅亡」とともに。

○「空白の桶狭間」加藤廣著＝こちらも元企業戦士でコンサルタント。独特の視点で描く歴史観は目からうろこ。代表三部作「信長の棺」「秀吉の枷」「明智左馬助の恋」もいいし、近著「ピタゴ

ラス流経営術」は経営者必読です。

○「密謀」藤沢周平著＝話題の直江兼統を大家藤沢周平がいかにか描いたか。

○「その男」池波正太郎著＝最近ラサール石井監督で舞台にもなった名作。

○「悼む人」天童荒太著＝ベストセラー作家久々の力作。ジーンときます。

○「風の中のマリア」百田尚樹著＝とっても幸せな気持ちになること請け合い。

○「数学嫌いでも数学的思考力が飛躍的に身に付く本」細野真宏著＝確実に一歩先に進みたい人は必読。

どんなときにも頭と心の栄養吸収は怠らないようにしたいものですね。

ール（電気料金削減）装置の設置、ネオン点灯時間の短縮と部分消灯、エアコン・照明のフロント一元管理による使用量の削減、アイドリング中止の啓蒙、オフィスでの再生紙の使用、緑化への取組み、売店での簡易包装の励行、水道の自家用水

の使用、水道の蛇口やトイレタンクの節水装置の使用、生ごみ減量への取組み、わりばし回収リサイクル協働活動、「マイ箸」の普及活動、フードマイレージゼロへの取組み、地産地消への取組み、EDF事業の推進、レンタサイクルの無料貸出し。

日本を代表する環境に優しい涼風グッズ

うれしい! 増えつつある「うちわ」の需要

伝統文化として エコツールとして

様々な場面でエコが求められているなか、「『うちわ』を使ってエアコンの温度を1度あげよう」という運動も進められている。昨年開かれた主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）では、うちわが日本を代表する環境にやさしい涼風グッズとして紹介され、2000本が配られた。

地球温暖化の懸念から人工的な動力に頼るのではなく、自ら心地よい風を作ることができる昔ながらの涼のとり方の奨めということになるが、うちわがエコロジー・アイテムである理由がほかにもある。柄と骨の部分がプラスチック製のものもあるが、本来うちわは紙と竹で作られるもの。つまり、すべて土に戻る素材できているということ。

風情あふれるうちわは、日本の夏には欠かせない風物詩として根強い人気を保っている。旅館の床の間の片隅に、うちわ立てに入れて置かれたうちわの“夏のしつらえ”には、昔ながらの面影を今日に伝え、心がなごむのを覚えるものだ。胸元あたりから下から上に向かって音を立てずにゆっくりあおぐというそんな姿も風情がある。実はこれは、冷たい空気は下のほうに沈むもので、下から上にあおぐことは理にか

なったあおぎ方であろう。バタバタとあおいでいる姿は、傍目から見ると余計暑苦しく見える。

豊かさを求める生活ニーズの高まりとともに伝統文化の良さを再認識する風潮の中で、うちわの需要も増えつつあることは喜ばしいことだ。

手づくりのうちわの素朴な味わいは捨てがたい魅力がある。インテリアとして、また民芸品としてみるうちわにも十分な存在感がある。

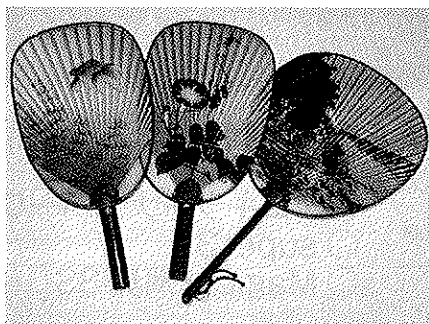
うちわに親しむためにと、うちわの産地についてまとめてみたが、作り方もそれぞれに異なり、これもなかなか奥深い。

日本三大うちわといえば、うちわ生産で全国シェアの90%を占める香川県の「丸亀うちわ」もその一つ。ほかには、柄と骨が1本の竹で作られているものが多いことが特徴だ。また柄と骨を別々に作り組み合わせる「京うちわ」、そして、持つところが丸い竹できている千葉県の「房州うちわ」がある。いずれも竹細工の繊細な味わいを伝えたものだ。

このほか岐阜（別掲）、佐渡、雪村（茨城県常陸太田市）、越生（埼玉県）、茄子（三重県津市）、日永（三重県四日市市）、天領（岡山県倉敷市）、撫川（岡山県岡山市）、奈良、来民（熊本県鹿本郡鹿本町）などのうちわの産地が挙げら

手にしたい今評判の「水うちわ」とは

もうすぐ夏本番となるが、今、「水うちわ」=写真=が夏の人気アイテムとなっている。「水うちわ」はテレビ、雑誌、新聞等マスコミでも紹介されているが、



この5月にはニューヨークでの展示会にも出展されたうちわだ。

水うちわは岐阜県の伝統工芸品のひとつで、非常に貴重な雁皮紙という薄い紙を張り、専用の天然ニス塗って仕上げたうちわ。

水うちわは、見た目の涼しさから名付けられたが、水にぬれても破れないことから川の水に浸して長良川鵜飼などの船遊びのとき、川の水につけ、気化熱で涼んだともいわれているものだ。だが、水うちわは十数年前までは作られていたが、その頃に雁皮紙がとれなくなったため生産が中断されてしまった。

しかし、岐阜の伝統工芸を何としても復活させたいと、岐阜で100年以上続く唯一のうちわ専門店である住井富次郎商店（電話 058-264-4318）の4代目、住井一成さんが数年前から生産をはじめた。

住井さんは「岐阜うち

わには、漆を使った塗りうちわ、柿渋を用いてつくる渋うちわ、水のように透けて見える水うちわがありますが、水うちわは、一人で手作りでつくっているため生産数が限られているものです」と案内してくれた。

絵付けは専門の業者に発注するが、絵柄は鵜飼や花ナス、ホタル、金魚、朝顔など夏を彩るものが多い。向うが透けて見える面の中にこれらの絵が施されているもので、その高い質感に宿る日本人ならではの繊細な技術、細やかな感性は高く評価されているものだ。

来年の全旅連全国大会は岐阜大会（6月8日）となる。エアコンが当たり前の現代でも、ひと際存在感を放つ水うちわをぜひお土産の一つにしたいものだ。当店の塗りうちわ等の商品については、<http://www.ccn.aitai.ne.jp/~gf-utiwa/shouhin.html> から。

れる。

信州しもすわ温泉の「うちわを片手にお宿の温泉めぐり」は湯めぐりにうちわを利用券にしたもの。浴衣姿にはぴったりだ。千葉県旅館ホテル

生衛同業組合が運営する“体験観光”の房州うちわ作りも人気のひとつ。出来上がったうちわは後日送付されるが、日本人のうちわ作りには特別の思いが込められている。

清潔な施設空間づくりに「スリーエス」

評価が高く多くの旅館ホテルが導入

ごあいさつ／当社商品のご案内

- ノロキラーナンバーワン 3S
- super3S
- Magical 消臭 3S

(株) システム・シャイン・サービス

旅館ホテルの皆さまこんにちは。いつも当社商品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

カーペット、椅子、ソファの特殊メンテナンスや清掃でお世話になっておりますが、ここで、当社のオリジナル洗剤や新しい商品のPRをさせていただきます。

今はノロウイルス対策で「ノロキラーナンバーワン 3S」に力を入れております、当社のオリジナル商品として、現在、20軒以上のホテル旅館さんに納入しております。今までは塩素系が多く、ドアノブ等の金属腐食やじゅうたん等が脱色してしまい敬遠されていましたが、非塩素系を使うことによりその心配がなくなりました。

一度の散布で28日間の効果がありますが、散布後に別の要因でウイルスが付着する可能性がありますので、10日から14日間ほどで散布していただくことになります。

それ以外の商品として、じゅうたん洗剤として「ベスト3S」、食べこぼし等に酵素を配合した「プラス3S」、カーペッ

トのガム取りに「ガムリム 3S」があります。

じゅうたんのメンテナンスの間隔は3カ月～6カ月となりますので、その間のメンテナンスとしてスプレータイプの「super3S」をご使用ください。こちらはスポット的にできた汚れに対して片手で使えるよう開発したものです。私たちはこれをカバンに入れて実演しています。また、消臭スプレーとして「Magical 消臭 3S」は空気を汚さない商品として高く評価されているものです。天然成分で臭い成分を分解するため、嫌な臭いがなく、たばこ臭、クーラーのカビ臭、カーテン・クロス・身の周り・ペット等にも使えます。

私たちは清掃業ではなく、サービス業だと思っております。今までのような作業着ではなく、ホテル旅館さんのマイナスにならないようにと考えて、イメージを変えて作業をしております。

商品説明、メンテナンスの依頼など、お電話をいただければお伺いいたします。よろしくお願いたします。

キレイなところに 人が集まる

こんな臭いを消したいと思っただことありませんか？

● 居室	焼肉をしたお部屋の油煙臭、クーラーのカビ臭、たばこ臭
● 浴室	排水口の臭い、カビ臭
● 台所	排水口の臭い、調理した後の気になる臭い
● 車	クーラーのカビ臭、タバコ臭
● 身の周り	体臭、衣類、寝具の臭い、病院臭、失禁臭
● ペット	体臭、排泄物臭
● オープン価格	
500ml	2,500円
18L	25,000円

新発売のマジカル消臭3Sは全旅連協定旅館3Sグループにお任せ下さい！
 詳しくは是非ホームページをご覧ください。

株式会社 システム・シャイン・サービス
 〒171-0052 東京都豊島区長崎6-3-10
 TEL: 03-5996-5407 FAX: 03-5996-3455
<http://www.3s-group.co.jp>



▲マジカル消臭3S
▲ノロキラーナンバーワン3S
▲スーパー3S

